



喬木村不妊症及び不育症治療費助成事業について

対象者

夫婦の双方または一方が申請時より1年前から喬木村にお住まいの方

助成対象

医師の診断を受けた不妊治療・不育治療に係る治療費（検査費及び診療費）
保険適用・保険適用外、いずれの治療費も対象です

※文書料、入院時の食事代、差額ベッド代、その他治療に直接関係のない経費は助成対象外です。

助成額

助成対象の1/2以内、限度額10万円

※長野県の実施する不妊治療費助成事業などの補助金の助成、高額療養費の適用がある場合はその分減額します。

申請書類 次の書類を健康保険係窓口へ提出して下さい。

- ① 不妊症及び不育症治療費助成事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 医師意見書
- ③ 喬木村不妊症及び不育症治療費助成事業助成金交付請求書（様式第3号）
- ④ 治療を受けた医療機関の発行する領収書・診療明細書
- ⑤ 長野県不妊治療費助成金交付決定通知書（該当者のみ）
- ⑥ 高額医療または限度額認定書類、他団体（会社の保険の付加給付制度等）の助成金の証明書（該当者のみ）

【注意事項】

※村の申請を先に行ってしまうと県の助成が受けられなくなります。

他団体（長野県等）の助成対象である場合は、事前に済ませてください。

※保険適用による高額療養費支給等の該当かどうか事前に確認し、確定後に申請してください。治療月の約3か月後に入金されます。

申請期限

- ・助成金の請求の時効は、診療終了月の翌月1日より起算して1年以内です。
- ・1件ごとに申請して頂く必要はありませんが、申請は各年度1回までです。

【申請期限の考え方【例】】

